

福井駅周辺における歩行者空間活用に向けた官民連携可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨及び目的

福井市では、令和6年春の北陸新幹線福井開業を控え、福井駅周辺の大規模な再開発を進めており、今後、核となる商業施設やホテル、マンションが立地予定である。こうした整備によって、自動車中心から歩行者中心のエリアへの変容を見込んでおり、歩行者空間を活用することで、更なるにぎわい創出が期待されている。

本業務は、「福井駅周辺における歩行者空間活用に向けた官民連携可能性調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、歩行者利便増進道路（ほこみち）（以下「ほこみち」という。）制度を活用し、歩行者空間に商業・飲食業機能を導入するにあたり、その整備手法として、民間活力の導入可能性を検討するとともに、ほこみち制度利用により、道路空間の継続的利用における福井駅周辺のにぎわい創出への効果について、「先導的官民連携支援事業」に沿って、必要な調査を実施するものである。

ついては、対象エリアにおける歩行者空間の社会実験を実施し、その結果を踏まえ、ほこみち制度等を活用した道路の利活用計画を検討することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

福井駅周辺における歩行者空間活用に向けた官民連携可能性調査業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 業務の履行期間

契約締結日から令和4年3月1日（火）まで

(4) 対象エリア

本業務における検討範囲については、以下のとおりとする。

中央大通り（県道、道路延長L = 約400m、幅員W = 44m）

県庁線（市道、道路延長L = 約130m、幅員W = 20m）

駅前電車通り（市道、道路延長L = 約270m、幅員W = 22m）

(5) 社会実験

期間：令和3年10月の2週間程度

実施エリア：対象エリアで検討を行うこと

運営等：社会実験に係る設営及び期間中の運営、撤去は別途業務にて実施

3 業務に要する費用（予定価格）

9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、見積書の金額が、本業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

また、本業務に関する協議や各種打ち合わせ、申請等に要する費用も業務に要する費用に含まれる。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。ただし、個人事業者を除く。

- (1) 公表日から企画提案書提出期限までに、福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (8) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではな

いこと。

(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(10) 平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間に、次に掲げる同種業務又は類似業務の受託実績を有していること。

同種業務：社会実験の実施を伴う事業に関する調査、検討などの業務

同類業務：国土交通省「先導的官民連携支援事業」に係る調査検討業務

(11) 複数の事業者により構成される共同体で参加する場合は、次に掲げる項目を全て満たすこと。

共同体は、3 者以下で構成すること。

共同体の構成員は、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

共同体の全ての構成員は、上記(1)から(9)に掲げる事項をすべて満たしていること。

(12) 配置予定技術者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

配置予定技術者の中から管理技術者を 1 名置くものとする。管理技術者は、提出事業者に所属する者とし、本業務を管理・監督するものとする。

管理技術者は技術士（建設部門・都市及び地方計画）の資格を有するものとする。

配置予定技術者として、少なくとも 2 名登録すること。

5 プロポーザル実施に係るスケジュール

実施要領等の公表	令和 3 年 5 月 28 日（金）
質問票の提出期限	令和 3 年 6 月 3 日（木）午後 5 時必着
質問票の回答期限	令和 3 年 6 月 7 日（月）
参加申込書等の提出期限	令和 3 年 6 月 14 日（月）午後 5 時必着
参加資格の審査結果通知	令和 3 年 6 月 17 日（木）
企画提案書等の提出期限	令和 3 年 6 月 30 日（水）午後 5 時必着
審査委員会（プレゼンテーション）の実施	令和 3 年 6 月下旬～7 月上旬 予定
審査結果の通知・公表	令和 3 年 7 月中旬 予定
委託契約締結	令和 3 年 7 月中旬 予定

6 企画提案に関する質問

企画を提案するにあたり、質問事項がある場合は次のとおり提出すること。

提出書類 質問票【様式 1】

提出方法 質問書（様式 1）により担当課へ F A または電子メールにて提出すること。それ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。なお、共同体で申請した場合は代表者が行うこと。

提出期限 令和3年6月3日(木)午後5時まで <必着>

提出先 福井市 都市戦略部 都市整備課
FAX (0776)20-5764 電子メール tosiseibi@city.fukui.lg.jp

回答方法 令和3年6月7日(月)までに市公式ホームページに掲載する。

7 プロポーザル参加に係る手続き等

(1) 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

提出書類 ア 参加申込書【様式2】

イ 会社概要書【様式3】

ウ 業務実績調書【様式4】

・平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間に、同種業務
又は類似業務の受託実績について記載すること。

・受託実績を示す資料(契約書、報告書等の写し)を添付すること。

エ 参加資格誓約書【様式5】

オ 共同体結成届出書【様式6】

カ 履歴事項全部証明書(法人登記事項証明書)

キ 直近年度の国税(法人税及び消費税等)及び市町村税の納税証明書

・未納の税額がないことを証明するものであること。

【国税】税務署発行の様式その3の3

国税の納付猶予の特例制度の適用を受けている場合は、その
事実が確認できる書類を提出すること。

【市町村税】課税されている全税目が記載されているもの

福井市内に営業所等のない事業者は、所在地の市区町村
の納税証明書を提出すること。

ク 直近1営業年の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)

注意事項

福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、「カ、
キ、ク」の書類は提出不要とする。

「カ、キ」の書類は、提出日以前3か月以内に発行されたもの(コピー
可)であること。

「オ」の書類は、共同体を結成する場合に限り提出すること。

共同体を結成する場合は、「イ、ウ、エ、カ、キ、ク」の書類について、
共同体の構成員それぞれの分を提出すること。

提出方法 参加申込書等一式を担当課へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法
に限る。)により提出すること。なお、郵送の場合は、事前に電話(0776-20-5454)

で提出書類の確認を受けること。

提出期限 令和3年6月14日(月)午後5時まで <必着>

郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

提出先 福井市 都市戦略部 都市整備課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号(市役所本館5階)

参加辞退 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、直ちに電話連絡(0776-20-5454)

するとともに、速やかに参加辞退届【様式7】を持参又は郵送すること。

(3) 参加資格の審査結果通知

参加申込書提出者の参加資格を審査し、その結果(参加資格の有無)を令和3年6月17日(木)までに電子メールにて通知する。

(4) 企画提案書等の提出

参加資格を有することが確認された者は、次のとおり書類を提出すること。なお、企画提案書については、仕様書に基づき、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。

提出書類 ア 企画提案書提出書【様式8】

イ 企画提案書【様式任意】

ウ 業務実施スケジュール【様式任意】

エ 業務実施体制【様式9】

オ 管理技術者及び担当技術者の経歴、資格、業務実績【様式10】

・「建設部門・都市及び地方計画」の資格証の写し及び資格を有する者の雇用関係を証明書することができる書類を添付すること。

カ 参考見積書【様式任意】

・積算にあたっては、内訳(積算根拠)を明らかにすること。

・記載金額については、仕様書に基づいた本業務の総額の本体価格(税抜)と消費税(地方消費税額を含む。)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。

<書類作成時の注意点>

A4判縦、左綴じを原則とする。資料作成の都合上、部分的にA3判を使用する場合は、片袖折りにして綴じ込むこと。

使用する文字は12ポイント以上とする。ただし、イメージ図や図表中に使用する文字はこの限りではない。

表紙、目次をつけて、通し番号を付けること。

上記「イ」から「カ」の順番に並べて、フラットファイルに綴じること。

提案者名は正本1部のみに記載すること。副本は無記名(会社名等)で作成し、提案者を特定することができる内容の記述をしないこと。

	各10部(正本1部、副本9部)
提出部数	企画提案書提出書【様式8】は1部のみ提出
提出方法	持参又は郵送等(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)により提出すること。なお、郵送の場合は、事前に電話(0776-20-5454)で提出書類の確認を受けること。
提出期限	令和3年6月30日(水)午後5時まで <必着> 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。
提出先	福井市 都市戦略部 都市整備課 〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号(市役所本館5階)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・企画の提案は1者(又は1共同体)につき1案とすること。 ・提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 審査及び選定方法

(1) 審査方針

企画提案内容の審査は、別に設置する「審査委員会」において、提出された企画提案書及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に審査し、最も優れた企画提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

(2) 審査委員会

日 時 令和3年6月下旬～7月上旬予定 詳細は別途通知する。

場 所 福井市役所(予定)

実施方法 プレゼンテーション及び質疑応答

- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、各提案者25分(説明時間15分、質疑応答10分)以内とし、非公開で行う。
- ・出席者は5名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員各1名以上は必ず出席すること。
- ・企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、追加資料の提出は行わないこと。
- ・順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは市が用意するので、使用を希望する場合は事前に連絡すること。なお、パソコン等は提案者が用意することとし、その動作確認は提案者の責により行うこと。
- ・オンラインで実施する場合は、実施日の5日前までに提案者に知らせる。提案者がオンライン実施を希望する場合も5日前までに連絡すること。
- ・オンライン会議サービスはZoomを使用する。福井市がホスト(主催者)

として開催するので、対応可能なWeb会議環境を準備すること。

留意事項 プレゼンテーションに参加しなかった場合、又はやむを得ないと判断される正当な事由なく指定時刻に遅れた場合は失格とする。

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務理解度	・趣旨、目的、内容の理解度が高く、的確な提案がなされているか。	10
実施工程	・工程計画（実施フロー）の内容が具体的かつ履行期間内に実現可能となっているか。 ・作業工程の妥当性を含め無理のない計画が立てられ、作業の進捗が滞った際の対応について、検討がなされているか。	15
企画内容	・当該事業の推進にあたって想定される課題と対応策について、具体的かつ実現可能となっているか。 ・福井駅周辺の開発動向とその課題を踏まえた提案がなされているか。 ・地域の機運醸成や将来のまちづくり組織の設立・運営につながる内容となっているか。 ・仕様書記載の業務内容について、独自の提案や追加の提案がなされているか。	35
運営体制	・本業務を円滑に遂行する運営体制がとれているか。	15
業務実績	・円滑な実施が期待できる過去の実績等があるか。	5
プレゼンテーション	・プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があるか。 ・質疑への応答は適切であるか。 ・業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	20

(4) 審査結果の通知

審査結果 提案者全者に対し書面で通知する。

通知日 令和3年7月中旬予定

留意事項

- ・提案事業者数及び受託候補者については、市公式ホームページに掲載する。
- ・審査経緯については公表しない。
- ・審査内容及び結果についての異議は一切受け付けない。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合には、失格とする。

(1) 前記「4 参加資格」の要件を満たしていない場合

- (2) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

10 契約の締結等

審査委員会において選定された受託候補者と随意契約に係る協議を行い、業務に係る仕様を確定させ、改めて見積書を徴した上で、その内容に基づく随意契約の手続きを行う。ただし、次のいずれかの事由により受託候補者と随意契約が締結できない場合は、提案者のうち順位の高い者から順に契約締結の協議を行う。

- (1) 福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止を受けることとなった場合
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合
- (3) 見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 受託候補者が契約の締結に応じない場合
- (6) 受託候補者の財務状況悪化等により業務の履行が確実でない恐れがある場合
- (7) その他の理由により、受託候補者と契約の締結が不可能になった場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の訂正、追加及び再提出は原則として認めない。
- (3) 郵便事故等により参加申込書類等が提出先に提出期限までに到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。
- (5) 業務を実施するにあたっては、委託者と協議して進めていくものとし、企画提案の一部変更を求めることがある。
- (6) 提出された書類は、返却しない。また、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (7) 提出された書類は、福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (8) 令和3年度6月補正予算の議決が行われない場合、本業務に係るプロポーザルを中止することがある。

【問い合わせ先】

福井市 都市戦略部 都市整備課

〒910 - 8511

福井市大手3丁目10番1号(市役所本館5階)

TEL: (0776) 20 - 5454

FAX: (0776) 20 - 5764

電子メール: tosiseibi@city.fukui.lg.jp